

提案第2号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、両市の議会において検討するよう提案する。

平成16年6月25日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会
会長 相川宗一

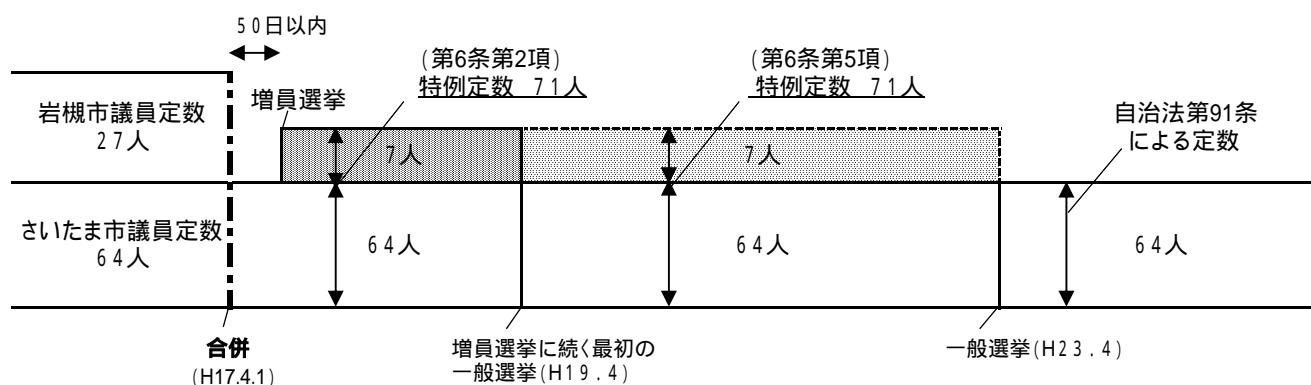
項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い
(両市の議会において検討)	

資料

編入合併特例定数

合併後の増員選挙において、編入合併特例定数を採ることができ（合併特例法第6条第2項）、さらに増員選挙に続く一般選挙においても、この特例定数を採ることができる。（同条第5項）

平成17年4月1日に合併すると想定した場合の議員定数



《参考》自治法第91条による定数は、人口が90万以上130万未満の場合は64人で、130万を超える場合は72人。人口は、官報で告示された最近の国勢調査の人口とする。

合併(編入)した場合の増員数

平成17年4月1日に合併すると想定した場合、合併後50日以内に岩槻市の区域だけで増員選挙を行う。増員される議員数は編入先のさいたま市との人口比から算出される。

$$\text{増員数} = 64 \text{人 (さいたま市の議員定数)} \times \frac{109,247}{1,024,053} = 6.83 \text{人 (四捨五入)} = 7 \text{人 (さいたま市人口)}$$

人口は平成12年国勢調査時

合併特例法(抜粋)

第6条第2項

他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（同法第254条に規定する人口によるものとする。第10条第2項を除き、以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に乗じて得た数（0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上1人未満の端数があるときはその端数は1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも一人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下「編入合併特例定数」という。）をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第91条の規定による定数に復帰するものとする。

第6条第5項

他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。